

条件付き一般競争入札の公告【特定建設工事共同企業体】

下記のとおり、条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び庄内広域水道企業団契約に関する規程（令和8年規程第6号）第15条の規定に基づき公告する。

令和8年6月8日

庄内広域水道企業団 企業長 佐藤 聡

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 庄内広域水道企業団本部会議室（2階）
- (2) 日 時 令和8年6月30日（火） 午前9時

2 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和8年度小牧浄水場変圧器盤ほか更新工事
- (2) 工事場所 庄内広域水道企業団酒田事務所
- (3) 工事内容 設計図書のとおり（現場説明会は行いません。）
設計図書に疑義があるときは、文書で受付します。
①質問受付日 令和8年6月22日（月）午前10時まで
②回 答 令和8年6月24日（水）午後4時から
- (4) 工 期 令和8年7月9日（木）から令和10年1月31日（月）まで
- (5) 予定価格 145,100,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加の形態

本件は、特定建設工事共同企業体による入札とする。

(1) 構成員数

2社又は3社。ただし、次のいずれかに該当する場合は、認めないものとする。

ア 発行済株式の過半を所有する親会社と子会社を含む構成の場合

イ 代表権を有する役員が同一である会社を含む構成の場合

ウ ア又はイの関係にある会社がそれぞれ別の特定建設工事共同企業体を構成し、両方が参加する場合

特定建設工事共同企業体の構成員は、同一の工事について、他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

(2) 各構成員の出資比率の下限

2社の場合 30%、3社の場合 20%

(3) 施工方式

特定建設工事共同企業体の構成員は、共同連帯して本件を完成させるものとする。

4 入札参加者の資格

(1) 構成員共通条件

- ① 暴力団排除について、庄内広域水道企業団建設工事請負契約約款第 49 条第 11 号の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法の適用を受ける公共工事については、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者又は主任技術者を置かなければならないため、あらかじめ配置予定技術者をご確認ください。
また、監理（主任）技術者制度を的確に運用するため国土交通省ホームページ内の「監理技術者制度運用マニュアル」もご確認ください。
※「監理技術者制度運用マニュアル」のうち「五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成」について、庄内広域水道企業団では「庄内広域水道企業団建設工事元請下請関係適正化指導要領」で定めておりますのでご確認ください。
- ③ 現場代理人については、企業団のホームページ「入札情報」に掲載している「（お知らせ）建設工事における現場代理人の兼務可能要件について」を参照ください。 本工における現場代理人は、監理技術者（特例監理技術者を含む。）の配置を要しない場合において、落札者の申請に基づき発注者が承認するときに限り、別件工事の現場代理人との兼務を認めます。

(2) 代表構成員

庄内広域水道企業団建設工事等指名競争入札参加者の格付けに関する規程（令和 8 年告示第 4 号）に基づき格付けされた者で次に掲げる要件を全て満たす者であること。

①	工種	電気工事
②	酒田市格付（令和 7 年度末時点）	A
③	本店・営業所要件	酒田市内に本店を有すること。
④	技術者要件等	別添、本工事「仕様書」による。
⑤	工事实績	—
⑥	その他	施工能力及び出資比率が構成員中最大であること。

(3) 代表以外の構成員

庄内広域水道企業団建設工事等指名競争入札参加者の格付けに関する規程（令和 8 年告示第 4 号）に基づき格付けされた者で次に掲げる要件を全て満たす者であること。

①	工種	電気工事
②	酒田市格付（令和 7 年度末時点）	A 又は B
③	本店・営業所要件	酒田市内に本店を有すること。
④	技術者要件等	別添、本工事「仕様書」による。
⑤	工事实績	—

5 契約条項等を示す場所

- (1) 閲覧場所 企業団ホームページ
- (2) 閲覧期間 入札日の前日まで

6 入札、契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の10分の1相当額

7 入札参加者の申請及び確認

- (1) 令和8年6月26日(金)正午までに下記を、庄内広域水道企業団総務課契約検査室に持参してください。郵送による申請の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封し期限まで必着のこと。

- ①条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(特定共同企業体用) 2部(1部受付印を押印し返却します。)

- ②特定建設工事共同企業体協定書の写し 1部

- ③委任状(特定建設工事共同企業体の代表者の権限に係るもの) 1部

- (2) 入札参加資格の確認結果は、入札参加資格確認通知書により申請者に通知することとする。

- (3) 建設業法の適用を受ける公共工事の元請になるには、有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下「結果通知書」という。)が必要です。経営事項審査の申請を行っただけでは公共工事を請け負うことはできず、審査が終了し、結果の通知を受けていなければ入札参加申請及び入札に参加することが出来ません。入札参加申請受付の際に契約締結日以降まで有効な結果通知書の確認を行いますので、入札参加申請書の裏面にコピーして入札参加申請を行ってください。別紙としての添付も可能です。

※申請書受付の最終日から契約締結までの期間中のいずれの日においても庄内広域水道企業団から指名停止措置を受けていないこと。申請書受付後に指名停止措置を受けた場合は受付を取り消し、入札に参加することができない。落札決定後、契約締結までに指名停止措置を受けた場合は落札決定を取り消す。

8 その他

- (1) 「庄内広域水道企業団建設工事条件付き一般競争入札実施要綱」をご覧ください。要綱第9条の規定により、入札を無効にする場合があります。

- (2) 入札の際は第1回目の入札書の金額と同額の工事費内訳書に所在地、商号、代表者名を記入し押印の上、提出すること(金抜き設計書の項目で単価明細は不要です)。提出が無い場合は入札に参加することが出来ません。

- (3) 本工事は、庄内広域水道企業団変動型最低制限価格制度の対象となります。落札決定に当たっては予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者といたします。最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札参加者は失格となります。

なお、本工事に係る最低制限価格の算定係数は以下のとおりです。

「庄内広域水道企業団変動型最低制限価格制度実施要綱第4条第3号及び第6条第5項の規定による係数：81パーセント」

詳細は企業団のホームページを参照ください。

- (4) 本工事は、発注者指定型の週休2日(月単位)確保工事です。特記仕様書又は現場説明書事項をご確認ください。

- (5) 請負代金額が200万円を超える工事については前払金を請求することができません。また、請負代金が1,000万円以上で要件を満たした工事については中間前払金を請求することができます。(庄内広域水道企業団建設工事請負契約約款第36条第1項及び第3項)

- (6) 詳細については入札説明書をご確認ください。

- 9 問い合わせ先 庄内広域水道企業団総務課契約検査室 電話 0234-42-0179
999-7781 庄内町余目字滑石1番地1 F A X 0234-42-0180